【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第二項第一号ロ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書

イ　有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ハ　法第十三条第三項の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからヘまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書

イ　有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ　記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロ及びハに掲げる事項

２　前項第一号ハに掲げる事項（同項第二号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】 （改正なし）

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】

（改正後）

（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第二項第一号ロ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書

イ　有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ハ　法第十三条第三項の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからヘまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書

イ　有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ　記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロ及びハに掲げる事項

２　前項第一号ハに掲げる事項（同項第二号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第二項第一号ロ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書

イ　有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ハ　法第十三条第三項の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書

イ　有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ　記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロ及びハに掲げる事項

２　前項第一号ハに掲げる事項（同項第二号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第二項第一号ロ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書

イ　有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ハ　法第十三条第三項の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書

イ　有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ　記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロ及びハに掲げる事項

２　前項第一号ハに掲げる事項（同項第二号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書又は届出仮目論見書の表紙その他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（新設）